

特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定医療法人社団 潤恵会（以下「事業者」という。）が開設するひのき介護医療院（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定短期入所療養介護等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定短期入所療養介護の事業は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護の事業は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院
- (2) 所在地 東京都足立区新田2-16-13

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人以上  
医師は、従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行うなど、医学的管理を行う。
- (3) 看護職員 4人以上  
看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護を行う。
- (4) 介護職員 5人以上  
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、介護を行う。
- (5) 理学療法士 1人以上  
理学療法士等は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (6) 管理栄養士 1人以上  
管理栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (7) 調理員 1人以上  
調理員は、必要な調理を行う

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者とする。
- (2) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (3) 指定短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。

(利用定員)

第6条 施設の入所定員は、24名とし空床利用とする。

(実施地域)

第7条 通常の送迎実施地域は、足立区、北区の一部とする。

(短期入所療養介護計画の作成)

第8条 施設は、サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を把握し、短期入所療養介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所療養介護計画を作成する。

- 2 短期入所療養介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

(サービスの提供)

第9条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第10条 1週間に2回以上、入浴させる。ただし、医師が入浴が適当でないと判断する場合には清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努める。

(食事)

第11条 食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮する。

(送迎)

第12条 利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅までの送迎を行う。

(相談援助)

第13条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

第14条 施設は、ご利用者様の心身の諸機能維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(健康維持)

第15条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存する。

(サービス提供記録の記載)

第16条 施設は、サービス提供した際には、その提供日・内容、保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録に記載する。

(利用料その他の費用の額)

第17条 指定短期入所療養介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所療養介護等が法定代理受領であるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 前項に掲げる利用料のほか、指定短期入所療養介護等の提供に当たり、滞在費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して重要事項説明書に掲げる費用を事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 利用者等は、重要事項説明書で指定する方法により支払うものとする。

(外出)

第18条 利用者は、外出しようとするときは、その都度、外出先・用件、外出時間帯等を施設長に届出るものとする。

(衛生管理)

第19条 施設は、利用者の使用する設備、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 施設は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第20条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
  - (2) 火気の取扱いに注意すること。
  - (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
  - (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第21条 指定短期入所療養介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定短期入所療養介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第22条 指定短期入所療養介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定短期入所療養介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定短期入所療養介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供した指定短期入所療養介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(非常災害対策)

- 第23条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所の従業員は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておかなければならない。
  - 3 事業所の従業員は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。また、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行う。

(相談、苦情窓口)

- 第24条 施設は、入所者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する入所者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。
- 2 当該施設は、前項の苦情の内容等について記録し、当該入所者の契約終了の日から2年間保存する。

(身体的拘束その他行動制限)

- 第25条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しない。
- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠内容、見込まれる期間について十分説明する。また、この場合、事業者は事前、又は事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人もしくは家族に対し十分説明する。なお、サービスの提供記録にその内容を記載する。

(感染症発生及びまん延等に関する事項)

- 第26条 事業所は、感染症の発生及びまん延等の防止のために次の措置を講ずるものとする。
- 1) 感染症発生及びまん延等の防止に関する定期的な委員会の開催
  - 2) 職員に対する感染症発生及びまん延等の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - 3) その他、感染症発生及びまん延等の防止のために必要な措置

(虐待防止に関する事項)

- 第27条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 1) 虐待の防止に関する責任者の選任及び定期的な委員会の開催
  - 2) 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
  - 3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - 4) その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(ハラスメントの防止)

第29条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第30条 施設は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第31条 施設は、職員の質的向上を図るため、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修(外部における研修を含む。)を実施する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 職員は職務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であつた者に、職務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定医療法人社団 潤恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則2

この規程は、令和6年 4月1日から施行する。